

流通構造調査（シンガポール） 清酒

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シンガポール事務所

農林水産・食品調査課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

日本酒はシンガポールでは広く普及し、日本全国の銘柄を購入できる。シンガポールで販売されている日本酒は非常に高額であるが、2014年の清酒輸入市場で日本は金額で9割、数量で5割を占め圧倒的である。主な消費先の日本食レストランは900店舗超あるとされ現地輸入業者の参入も増加するなど日本酒には追い風である。輸入動向、インポーターなどへのヒアリングを通じた市場参入に係る流通段階ごとの所要期間・関連費用の動向などをみる。

<日本食ブームとともに日本酒輸入量は2年間で約2倍>

日本からの日本酒の輸出先としてシンガポールは、米国、香港、韓国、中国、台湾に続き金額ベースで第6位に位置している。シンガポールでは日本酒の販売統計が発表されておらず、国内で日本酒は生産されていないため、輸入量がおおよその市場規模となる（表1参照）。2014年の清酒の総輸入量は85万6,685リットル（前年比7.1%増）と12年の1.8倍であった。一方、再輸出は6万7,975リットル（同12.7%減）で純粋輸入量は78万8,710リットルだった。総輸入額は、600万4,378米ドル（同10.9%増）でそのうち日本からの輸入が527万8,829米ドル（同11.2%増）、日本からの輸入量は42万6,103リットル（同9.9%増）と輸入額及び輸入量ともに国別で1位だった。日本酒の再輸出先としては、マレーシア、インドネシア、ベトナム、カンボジアが中心。

表1 シンガポールにおける清酒の主要国別輸入動向

順位	主要国名	輸入額（米ドル）				
		2012年	2013年(A)	2014年(B)	伸び率(B/A)	構成比(B)
1	日本	4,987,025	4,745,739	5,278,829	11.2%	87.9%
2	マレーシア	0	271,375	406,459	49.8%	6.8%
3	韓国	194,922	290,859	212,460	△ 27.0%	3.5%
4	タイ	39	80,132	52,986	△ 33.9%	0.9%
5	中国	10,455	371	36,153	9,644.7%	0.6%
6	ミャンマー	16,867	16,607	8,298	△ 50.0%	0.1%
	全世界	5,217,975	5,414,084	6,004,378	10.9%	100.0%
順位	主要国名	輸入量（リットル）				
		2012年	2013年(A)	2014年(B)	伸び率(B/A)	構成比(B)
1	日本	369,989	387,580	426,103	9.9%	49.7%
2	マレーシア	0	186,064	280,083	50.5%	32.7%
3	韓国	89,297	152,697	84,654	△ 44.6%	9.9%
4	タイ	1	45,835	32,016	△ 30.1%	3.7%
5	中国	1,803	9	19,202	213,255.6%	2.2%
6	ミャンマー	27,468	27,468	13,734	△ 50.0%	1.6%
	全世界	489,110	800,000	856,686	7.1%	100.0%

（注）清酒の関税番号：22060020

（出所）シンガポール国際企業庁（International Enterprise Singapore）

シンガポールで販売されている日本酒の主な小売店は、日系の明治屋や伊勢丹といった高級スーパーや日本酒専門店である。一方、Cold Storage、NTUC Fair Priceといった現地系スーパーでの販売は、大手酒造メーカーが中心で銘柄が少なく限定的である。日系スーパーや日本酒専門店では、大手酒造メーカー品だけでなく、全国の地酒が販売されている。日本酒の小売価格は、白鶴大吟醸 15.90S ドル(300ml、1S ドル=90円)、黒松白鹿 13.65S ドル(300ml)、玉乃光 19.00 S ドル(300ml)、八海山 66.80 S ドル(720ml)、

松竹梅 31.40 S ドル(720ml)、菊正宗(純米)61.00 S ドル(1.8l)となっている。シンガポール人は、一般的に口当たりのよいすっきりした辛口で香りが豊かな日本酒を好む。日本酒インポーターによると、個人で日本酒を購入する場合、銘柄やお勧めの日本酒がわからないため、販売員のいる日系スーパーや日本酒販売店で購入することが多い。

シンガポールの日本食レストランは 900 店舗超あるといわれており、年々増加傾向。日本酒は主に日本食レストランで消費されているため、店舗数の増加とともに輸入量も増加している。最近では、既存のインポーターに加え、ローカルのインポーターも増加しており、日本食レストラン以外の外食店舗でも広がりがでてきている。

＜日本酒への物品税増税等の影響は限定的とみる＞

輸出業者は、商品が日本国内の指定倉庫へ到着後、輸出通関手続き、リーファーコンテナでの海上輸送を手配。輸入業者はシンガポールの輸入通関手続き、各小売店舗への配送を行う（注 1）。日本からシンガポールへの海上輸送の所要日数は 20 日から 30 日であり、流通経路における各所要日数については、添付の表 2 のとおりである。

流通費用のヒアリング結果から、シンガポールまでの流通コストの積算は、日本の生産者の出荷額の約 2 倍になることがわかった(表 3 参照)。日本酒に係る物流コストは、海上輸送費、通関手数料、シンガポールでの国内配送料などである。さらに卸売業者、輸出業者、輸入業者、小売業は、その都度利益(マージン)として 25～30%設定している。現地系スーパーからは、リベート、新商品の登録時の手数料、取引口座開設手数料等を要求されることが一般的である。ビールを除くアルコール飲料の輸入関税は無税だが、物品税の対象となっている。日本酒の物品税はアルコール分量 1 リットル当たり 88S ドルとなっており、日本での小売価格と比較するとシンガポールでの小売価格は約 3.3 倍となり、販売価格を押し上げている。2014 年の物品税の増税(注 2)や 2015 年の酒類規制法の施行(注 3)の導入で、アルコールの市場環境は悪化しているが、インポーターからは、「日本酒における増税の影響は見られなかったし、酒類規制法の対象エリアでの販売は少ないため、影響は限定的ではないか」とのコメントがあった。

(注 1) 以下、輸入業者や小売業者へのヒアリングに基づく。本ケーススタディーでは、生産者(メーカー)は輸出業者に国内取引で製品を引き渡す間接貿易を想定。

(注 2)物品税の変更

日本酒は輸入関税の対象品目ではないが、物品税(Excise Duty)の対象。2014 年 2 月よりアルコール分量 1 リットルあたり 70S ドルから 88S ドルに変更。

(注 3) 酒類規制法の概要

2015 年 1 月の議会で酒類規制法案が可決され、2015 年 4 月 1 日から施行。

①2015 年 4 月 1 日から、シンガポール国内の「公共の場」における、午後 10 時 30 分から午前 7 時

までの飲酒が法律（酒類規制法）で禁止される。違反した場合、最高 1,000S ドルの罰金が科され、再犯の場合、最高 2,000S ドルの罰金または最高 3 ヶ月の禁固刑に処せられます。また、同時間帯の酒類の小売販売も禁止され、コンビニエンス・ストアやスーパーマーケットでの酒の購入ができなくなる。

②飲酒が禁止される「公共の場」とは、主として駅、道路、歩道、公園、広場等、出入りが自由な場所が想定されており、私的な空間である自宅やホテルの部屋、あるいは、 condominium 敷地内のバーベキュー場は屋外であっても「公共の場」には含まれず、法律上、夜間の飲酒は認められる。

③午後 10 時 30 分以降であっても、政府から酒類提供の許可を得たバー、レストラン、ホーカー、カフェ、イベント会場等においては、許可で認められた時刻まで酒を飲むことは可能。ただし、提供を受けた場所で飲むことが条件であり、同所から別の場所に持ち出しや、自宅やホテルに持ち帰ることは禁止。

シンガポール

表2：日本酒の流通経路・時間等

表. 流通（物流）経路、時間、商慣習

流通（物流）経路	所要時間 （日数）	備考
生産者/(卸売業者) ↓ 輸出業者	7日	生産者/卸売業者が指定倉庫への輸送を手配。
輸出業者 ↓ 通関（日本国内主要港）	2日	
海上輸送 （釜山港経由）	12～16日	リーファーコンテナで海上輸送。
通関（シンガポール港） ↓ 輸入業者	1～2日 （放射線検査1～2日）	シンガポールの輸入通関は24時間運営されており迅速に処理される。
輸入業者 ↓ 小売業者（スーパー等）	1日	小売業者の注文に基づき、輸入業者が小売店舗まで配送。
小売業者（スーパー等） ↓ 一般消費者		日本から小売店舗に並ぶのに20～30日必要。

（資料）各社へのヒアリングよりジェトロシンガポール事務所作成

Copyright © 2015 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

シンガポール

表3：日本酒の流通（物流）費用

輸出形態	海上輸送、リーファーコンテナ						商慣習等	
ロット	20FT							
場面	コスト						商慣習等	
	項目	(税) 率等	計算内容	累積		出荷額=100		輸入価額=100
生産者 ↓ (卸売業者)	出荷額				A	100		輸入業者が生産者/卸売業者に注文。指定日までに卸売業者が指定倉庫へ輸送
(卸売業者) ↓ 輸出業者	マージン、国内輸送費等	15%			B	115		
輸出業者 ↓ 通関〔日本〕	海上輸送費等	10%			C	125		
通関〔シンガポール〕 ↓ 輸入業者	輸入額				D		100	
	基本関税	0%						日本酒の関税は無税だが、物品税の対象。物品税はアルコール分量1リットル当たり88Sドル
	通関手数料				E			
輸入業者(卸売業者) ↓ 小売業者 (日系百貨店)	マージン	30%			F	155	130	マージンは25～30%設定。
	国内輸送費				G			自社配送。
	付加価値税	7%			H	162	137	付加価値税(GST)は7%
小売業者 (日系百貨店) ↓ 一般消費者	マージン	30%			I	192	167	マージンは25～35%に設定されているが、特に現地系の小売店ではリベートや新商品の登録時の手数料、取引口座開設手数料等を要求されることが一般的である。
	付加価値税	7%			J	199	177	

(注) 1. 通貨換算：1S\$=90円

2. 表は各社へのヒアリングにより概要をまとめたものであり、全ての業者に当てはまるものではなく、また表で記されている諸費用を全て網羅しているわけではない。

(資料) 各社へのヒアリングよりジェトロシンガポール事務所作成

Copyright © 2015 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

流通構造調査（シンガポール-清酒）

2015 年 3 月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） シンガポール事務所、農林水産・食品調査課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel : 03-3582-5186 E-mail : AFC@jetro.go.jp
